

注意事項

◎再交付した通知書等は年金受給権者ご本人へ送付します。

◎住所、氏名、電話番号は正確にご記入ください。

◎年金証書をき損したことによる再交付を申請される方は、き損した年金証書を添えてください。

◎年金額の改定時期がわからない場合は、おおよその時期をご記入ください。

◎日本年金機構等から支給されている厚生年金についても、この申請書で交付申請ができます。

日本年金機構等で決定された年金の通知書等は、日本年金機構等から送付されます。

平成27年9月30日までに受給権が生じた年金については、この申請書では再交付できませんので、別途手続きが必要になります。